

三次市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）お礼産品募集要項

1 目的

三次市では「ふるさと応援寄附金」（ふるさと納税）の寄附者に対するお礼の品として本市の特産品等を贈呈しています。

ふるさと納税による三次市へのさらなる寄附促進や、三次市の特産品のPR、販路拡大等に伴う地元企業の活性化等を図るため、寄附者へのお礼の品として贈呈する各種商品やサービスを募集します。

2 お礼産品及びサービスを提供する事業者等（以下「お礼産品提供事業者」という。）の要件

原則、三次市内に本社、営業所、製造所、加工所、その他の類する施設のいずれかを有する法人、団体、個人事業者で、次に掲げる要件を満たしている者とします。

- (1) 各種法令等に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (4) お礼産品及びサービスの提供に関する苦情等の対応が可能であること。

3 お礼産品・サービスの要件等

地場産品基準（総務省告示第179号）第5条に該当するものであって、次に掲げる要件を満たしている商品等とします。

- (1) 三次市内で生産、栽培、製造、加工又はサービスの提供がされているもの。
- (2) 原則として安定した供給及び品質管理が可能であるもの。（期間を限定して提供するものを除く）
- (3) 飲食物の場合にあっては、原則として寄附者に到着して5日以上の消費期限が保証されるもの。
- (4) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法令に違反していないもの。
- (5) 三次市のPR及びイメージアップにつながるものであること。
- (6) 価格が2,000円以上であること。（対寄附金額8,000円以上）

4 応募方法

別紙「三次市ふるさと応援寄附金 お礼産品応募用紙」に必要事項を記入し、内容に応じて三次市が指定するお礼産品取扱い事業者（下記のとおり）へ申し出てください。

三次市では、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータの管理、寄附者からの問い合わせ等に関して適切に対応するため、お礼産品取扱い事業者を指定し、お礼産品の選定及び発送等業務を委託しています。

5 お礼産品取扱い事業者

事業者名	住所	電話番号	お礼産品の取扱い内容
(株)暮らしサポートみよし	十日市東三丁目 14-25	0824-63-7535	酒類・飲料・肉・農産物・加工品・菓子・装飾品・雑貨等
(株)広島三次ワイナリー (トレッタみよし)	東酒屋町 10445-3	0824-65-6311	(※)酒類・飲料・肉・農産物・加工品・菓子等
(株)君田トエンティワン	君田町泉吉田 311-3	0824-53-7021	(※)肉・農産物・加工品等
(株)布野特産センター	布野町下布野 661-1	0824-54-2939	(※)お米・農産物等
(公財) 奥田元宋・小由女美術館	東酒屋町 10453-6	0824-65-0010	奥田元宋・小由女に関する商品のみ

※発送時、事業者へ商品を直接持ち込むこと。

6 応募締切

令和2年11月30日まで

※随時審査を行います。

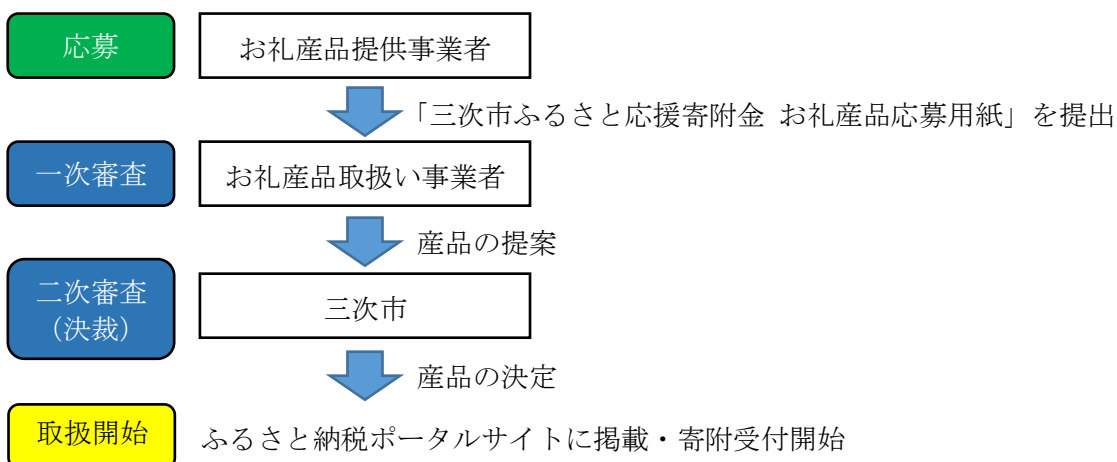
※応募の時期や商品の内容によっては、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載まで時間を要する場合があります。

ふるさと納税ポータルサイト：ふるさとチョイス，楽天ふるさと納税，ANAのふるさと納税

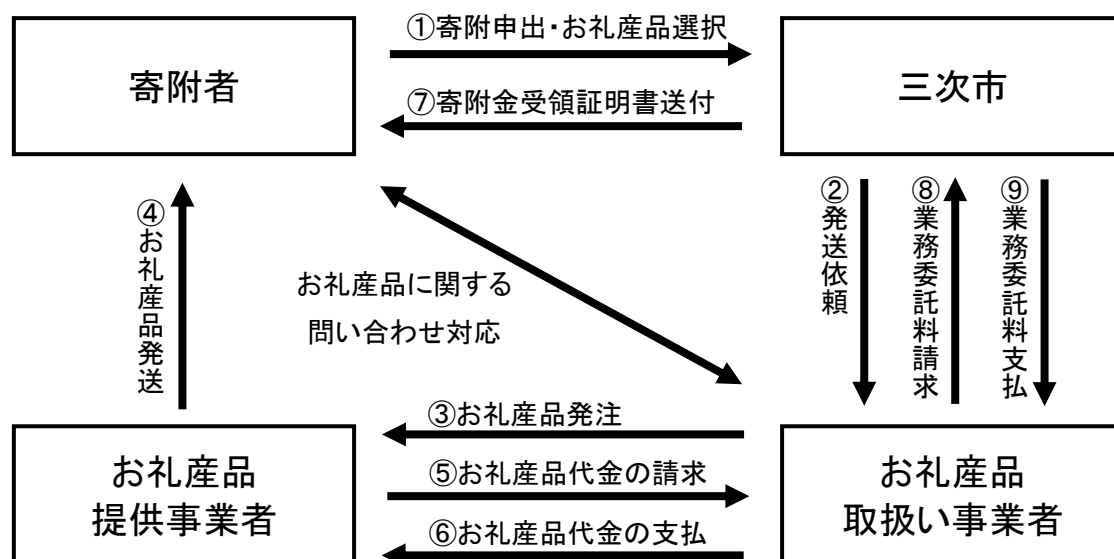
7 お礼産品の決定方法

商品等の内容やこれまでの寄附実績（傾向）を総合的に判断し，決定します。

8 応募からふるさと納税ポータルサイト掲載までの流れ



9 お礼製品の発注・発送の流れ



10 個人情報の保護

お礼製品提供事業者は、この事業による業務を遂行するための個人情報の取り扱いについては、三次市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。また、寄附者の個人情報については、お礼製品の送付以外の目的で使用することは出来ません。

※お礼製品の送付の際、自社商品のパンフレット等を同封しても差し支えありません。リピーター獲得に向けて積極的なPRをお勧めします。

11 留意事項

お礼製品提供事業者は、お礼製品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めなければなりません。

また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切の責任を負いません。なお、同様のクレームが多発する場合は、お礼製品としての取扱いを停止します。

申込内容に虚偽があった場合や市に損害を及ぼす行為があったと認める場合、その登録を取り消します。

12 お礼製品の募集に関する問い合わせ先

三次市 地域振興部 定住対策・暮らし支援課 ふるさと納税担当

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

TEL 0824-62-6129 FAX 0824-62-6235

E-mail furusato-kifu@city.miyoshi.hiroshima.jp